

# 参考

## 津山市と東京海上日動火災保険株式会社との 地方創生に係る包括連携協定書

津山市（以下「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、地方創生の実現を図るため、互いに連携・協力することに合意し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれ保有する知的・人的資源を有効に活用し、相互の連携及び協力を強化することにより「津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進及び地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙が相互に連携及び協力を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 活力ある農業・林業の振興に関する事
- (2) 戦略的な産業振興に関する事
- (3) 観光誘客の促進に関する事
- (4) 移住・定住の促進に関する事
- (5) 地域の人材育成・確保に関する事
- (6) 安全・安心なまちづくりに関する事
- (7) その他両者が協議し合意した事項

2 甲及び乙は、法令その他の規程又はそれぞれの組織内の規則、第三者との契約等に違反しない範囲で、前条の目的の実現を図るものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる事項を実施するため、個別の企業又は個人（以下「個別企業等」という。）の情報を相手方に提供する場合は、それぞれの責任において、事前に個別企業等から同意を得る等必要な手続を行うものとする。

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に掲げる事項を連携及び協力して実施するに当たっては、双方で協議を行い、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について別途取り決めるものとする。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の規定により相手方から提供を受けた情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下同じ。）を第1条の目的のために限り使用するものとし、その他の目的に使用しないこと及び第三者に開示しないことに合意するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を同条の目的以外の目的に使用する、又は第三者に開示する場合については、この限りでない。

- (1) 事前に相手方の承諾を得て第三者に開示する情報
- (2) 相手方から提供を受けた際に既に公知となっている情報
- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けたものの故意又は過失によることなく公知となった情報

- (4) 相手方から提供を受ける前に取得していたことを立証することができる情報
  - (5) 本協定に違反することなく、かつ、秘密の保持に関する義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から取得した情報
  - (6) 相手方から提供を受けた情報を使用することなく取得した情報
  - (7) 津山市情報公開条例その他の法令等の規定により開示しなければならない情報
- 2 甲及び乙並びにこれらの外郭団体、関連会社等の役職員並びに弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家であって、本協定と同等以上の秘密の保持に関する義務を負った上で前項の情報の開示を受けたものは、同項の第三者には含まれないものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、平成30年9月25日から平成31年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1月前までに甲又は乙が相手方に対し特に意思表示をしない場合は、当該期間は更に1年間延長されるものとし、その後についても同様とする。

(取扱い及び交渉窓口)

第6条 本協定の取扱い及び交渉の窓口は、甲は総合企画部、乙は岡山支店に設置する。

(その他)

第7条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた事項、又は本協定に規定していない事項については、甲と乙が別途協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙の代表者が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年9月25日

甲 津山市 山北 520

津山市長

乙 岡山市 北区 柳町 2丁目11-9  
東京海上日動火災保険株式会社

岡山支店長